

東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱

(制定)平成21年7月28日付21環廃産第220号
(改正)平成22年12月24日付22環廃産第660号
(改正)平成23年4月20日付23環廃産第45号
(改正)平成24年7月13日付24環廃産第275号
(改正)平成25年10月17日付25環廃産第517号
(改正)平成27年4月1日付26環資産第908号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、都内において、産業廃棄物の適正処理及び資源化に積極的に取り組むとともに、環境に与える負荷の少ない優れた取組を行う産業廃棄物処理業者について、当該取組の優良性を東京都以外の第三者が評価し、認定する制度の基本的な事項を定め、もって、産業廃棄物の適正処理及び資源化に係る事業の健全な発展並びに循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 資源化とは、資源として有効利用することをいう。
- 二 第三者評価機関とは、この要綱に基づき産業廃棄物処理業者の取組の優良性を評価するための基準（以下「評価基準」という。）への適合を評価し、認定を行う事業者として、東京都知事（以下「知事」という。）が指定した一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）の例による。

(責務)

第3条 知事、第三者評価機関及びこの要綱に基づき評価基準への適合を評価され、認定を受けた産業廃棄物処理業者（以下「評価基準適合業者」という。）の責務は、次のとおりとする。

- 一 知事は、第三者評価機関に対し、評価及び認定を受ける産業廃棄物処理業者への指導状況に関する情報の提供、評価及び認定の業務について必要な調査、協力、助言等を行い、本制度の適正な運用及び普及に努める。
- 二 第三者評価機関は、評価及び認定を申請した産業廃棄物処理業者の優良性について公平かつ公正な評価及び認定の業務を行い、本制度の信頼性の確保及び向上に努める。
- 三 評価基準適合業者は、産業廃棄物の適正処理及び資源化により一層取り組むとともに、環境に与える負荷の少ない優れた取組を行う事業者として、

地域社会への貢献及び地球環境の保全に積極的に取り組み、本制度の実効性の確保及び向上に努める。

第2章 評価及び認定

(評価及び認定の方法並びに評価基準)

第4条 第三者評価機関は、評価及び認定を申請した産業廃棄物処理業者による適正処理及び資源化への取組並びに環境に与える負荷の少ない優れた取組（以下この条において「取組」という。）について、次の各号のとおり、評価及び認定の業務を行う。

- 一 評価及び認定は、収集運搬（積替え保管を除く。）、収集運搬（積替え保管を含む。）及び中間処理の業の区分（以下「業の区分」という。）ごとに行う。
- 二 評価基準は、次の評価項目ごとに、知事が別に定める要領に基づき第三者評価機関が定める。
 - ア 遵法性
 - イ 安定性
 - ウ 先進的な取組
 - エ 専門性
- 三 評価は、第1種評価基準（より優れた取組を評価するものとして定められる前号ア、イ及びウの評価項目に係る評価基準をいう。以下同じ。）及び第2種評価基準（優れた取組を評価するものとして定められる前号ア及びイの評価項目に係る評価基準をいう。以下同じ。）の2つの評価基準への適合を判定する。
- 四 前号の評価に加え、その適正処理及び資源化に専門性を要する産業廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理業者の評価は、専門性評価基準（第2号エの評価項目に係る評価基準をいう。以下同じ。）への適合を判定する。
- 五 認定は、書面審査及び現地審査の結果により行う。

- 2 前項に定めるもののほか、評価及び認定の方法の詳細は、知事が別に定める要領で定める。

(評価及び認定の申請)

第5条 第三者評価機関に評価及び認定を申請する産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項を申請書に記載し、第三者評価機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 評価及び認定を受けようとする業の区分
 - 三 その適合について評価を受けようとする第1種評価基準又は第2種評価基準の別
 - 四 専門性評価基準への適合について評価を受けようとするか否かの別
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - 一 自己評価表
 - 二 評価及び認定を受けようとする業の区分に係る事業についての廃掃法による許可証の写し
 - 三 その他第三者評価機関が定める書類

(申請者の資格)

第6条 前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請日前の1年以上の間、同条第1項第2号に規定する評価及び認定を受けようとする業の区分と同じ業の区分の許可を知事又は八王子市長から受けて、産業廃棄物処理業を行っている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により、適合認定を取り消され、その日から2年が経過しない者は、前条第1項の申請を行うことができない。

(認定の制限)

第7条 第三者評価機関は、次の各号に該当する産業廃棄物処理業者について次条第1項の規定による認定を行うことはできない。

- 一 当該第三者評価機関
- 二 役員又は職員（過去2年間にそのいずれかであった者を含む。次号において同じ。）が当該第三者評価機関の役員に占める割合が2分の1を超える事業者
- 三 役員又は職員のうちに当該第三者評価機関の代表権を有する役員が含まれている事業者

(認定)

第8条 第三者評価機関は、産業廃棄物処理業者について、次の各号のとおり、認定を行う。

- 一 第1種評価基準に適合した者を、第1種評価基準適合業者として認定する。
 - 二 第2種評価基準に適合した者を、第2種評価基準適合業者として認定する。
 - 三 前2号の認定を受けた産業廃棄物処理業者のうち、専門性評価基準に適合した者を、当該認定に加え、専門性評価基準適合業者として認定する。
- 2 前項第1号の規定により第1種評価基準適合業者として認定された者は、同項第2号の規定により第2種評価基準適合業者として認定された者とみなす。
- 3 第1項の認定は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める有効期間ごとにその認定の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 一 新たに第1項の規定による認定を受けた場合 当該認定を受けた日から同日から起算して2年を経過する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）の末日まで
 - 二 この項の規定による認定の更新を受けた場合 従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して3年
- 4 第4条から前条まで及び第2項の規定は、前項の認定の更新について準用する。

(認定証の交付)

第9条 第三者評価機関は、前条第1項の規定による認定（同条第3項の規定

による認定の更新、第14条の2第1項の規定による変更の認定及び第14条の3第1項の規定による承継の認定を含む。以下「適合認定」という。)を行った評価基準適合業者に、次に掲げる事項を記載した認定証(以下「認定証」という。)を交付する。

- 一 適合認定を行った第三者評価機関の名称、代表者の氏名及び住所
- 二 前号の第三者評価機関から適合認定を受けた者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 適合認定を行った業の区分
- 四 その適合について適合認定を行った評価基準の種類
- 五 適合認定の有効期間
- 六 その他、適合認定についての必要な事項

2 認定証には、次条第1項に規定するロゴマークを記載する。
(ロゴマークの使用)

第10条 知事は、評価基準適合業者を広く都民及び排出事業者に周知するためのロゴマークを定める。

2 評価基準適合業者は、適合認定を受けたことを広く都民及び排出事業者に周知するため、前項のロゴマークを使用することができる。

3 第1項のロゴマーク及びその取扱方法は、知事が別に定める要領に定める。
(認定証の掲示)

第11条 評価基準適合業者は、認定証を主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(評価基準適合業者の公表)

第12条 知事は、第三者評価機関からの報告に基づき、評価基準適合業者の名称等を公表する。

2 前項の公表は、業の区分ごと並びに第1種評価基準適合業者及び第2種評価基準適合業者の区分ごとに行う。
(認定の辞退)

第13条 評価基準適合業者は、適合認定を辞退しようとするときは、次に掲げる事項を記載した適合認定の辞退に係る届出書により、認定証を添えて第三者評価機関に速やかに届け出なければならない。

- 一 適合認定を受けた業の区分
- 二 第1種評価基準適合業者又は第2種評価基準適合業者の区分
- 三 専門性評価基準適合業者の場合にあっては、その旨
- 四 適合認定の有効期間
- 五 適合認定を辞退する理由

(変更又は廃止の届出)

第14条 評価基準適合業者が、適合認定の有効期間内に、氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名のいずれかを変更したときには、当該事項を記載した変更に係る届出書に、交付を受けた認定証及び当該変更の内容を確認できる書類を添えて、第三者評価機関に届け出なければならない。

2 評価基準適合業者は、適合認定を受けた業の区分に係る事業を廃止したときは、次に掲げる事項を記載した廃止に係る届出書を第三者評価機関に提出しなければならない。

一 適合認定を受けた業の区分

二 第1種評価基準適合業者又は第2種評価基準適合業者の区分

三 専門性評価基準適合業者の場合にあっては、その旨

四 適合認定の有効期間

(変更の認定)

第14条の2 第2種評価基準適合業者（第8条第1項の第三者評価機関による認定における第4条第1項第2号イの評価の結果が、第1種評価基準の要件を満たすものに限る。）は、第8条第3項に規定する認定の有効期間内に当該認定の区分を第1種評価基準適合業者へ変更しようとするときは、第三者評価機関の認定を受けることができる。

2 前項の認定を申請する第2種評価基準適合業者は、次に掲げる事項を記載した評価及び認定の変更に係る申請書を、第三者評価機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 評価及び認定を受けようとする業の区分

三 第2種評価基準適合認定の有効期間

3 前項の申請書には、申請日において第8条第3項に規定する認定の有効期間内である認定証の写し及び第5条第2項各号の書類を添付しなければならない。

4 第三者評価機関は、第2項の申請のあった第2種評価基準適合業者について、書面審査及び必要に応じて現地審査を行い、第4条第1項第2号ウの評価が第1種評価基準に適合していると認めるときは、第1項の規定による認定を行う。

5 第4条（同条第1項第4号及び第5号を除く。）、第7条及び第8条第2項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。この場合において、第8条第2項中「前項第1号」とあるのは、「第14条の2第1項」と読み替えるものとする。

(承継の認定)

第14条の3 他の評価基準適合業者を吸収合併した評価基準適合業者又は吸収分割により他の評価基準適合業者が適合認定を受けた事業の全部を承継した評価基準適合業者は、当該他の評価基準適合業者の適合認定を承継しようとするときは、第三者評価機関の認定を受けることができる。

2 前項の認定を申請する評価基準適合業者は、次に掲げる事項を記載した認定の承継に係る申請書を、第三者評価機関に提出しなければならない。

- 一 名称、住所及び代表者の氏名
 - 二 吸収合併又は吸収分割した法人の名称、住所及び代表者の氏名
 - 三 認定を承継しようとする業の区分
 - 四 認定を承継しようとする第1種評価基準適合業者又は第2種評価基準適合業者の区分
 - 五 専門性評価基準への適合について認定を承継しようとする場合にあっては、その旨
 - 六 承継しようとする適合認定の有効期間
- 3 前項の申請書には、申請日において第8条第3項に規定する認定の有効期間内である認定証の写し、吸収合併又は吸収分割の内容を確認できる書類及び第5条第2項各号の書類を添付しなければならない。
- 4 第三者評価機関は、第2項の申請のあった評価基準適合業者について、書面審査及び必要に応じて現地審査を行い、第1種評価基準、第2種評価基準又は専門性評価基準に適合していると認めるときは、第1項の規定による認定を行う。
- 5 第4条（同条第1項第5号を除く。）、第7条及び第8条第2項の規定は、第1項の規定による承継の認定について準用する。この場合において、第8条第2項中「前項第1号」とあるのは、「第14条の3第1項」と読み替えるものとする。
- (認定の取消し)
- 第15条 第三者評価機関は、評価基準適合業者が次の各号のいずれかに該当する場合、適合認定を取り消すものとする。
- 一 環境保全法令（廃掃法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の6に規定する法令をいう。以下同じ。）に基づく不利益処分を受けたとき。
 - 二 東京都における産業廃棄物の処理に係る行政指導要領（平成18年3月15日付17環廃産第640号）又は八王子市における廃棄物の処理に係る行政指導要領（平成27年4月1日施行）に基づく行政指導による警告書を受けたとき。
 - 三 第5条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）、第14条の2第2項若しくは前条第2項の申請書又は第5条第2項（第8条第4項において準用する場合を含む。）、第14条の2第3項若しくは前条第3項の添付書類の内容に虚偽が判明したとき。
 - 四 評価基準に適合しなくなったとき。
 - 五 その従業員が、業務上の行為において、環境保全法令の規定に違反し、有罪の判決が確定したとき（判決の確定前に従業員でなくなった場合を含む。）。

- 2 第三者評価機関は、前項の規定により適合認定を取り消したときは、取消しの理由を付して当該評価基準適合業者に通知する。
- 3 評価基準適合業者は、第1項第1号、第2号又は第5号に該当した場合、当該者の適合認定をした第三者評価機関に、その旨を届け出なければならない。

(認定証の返納等)

第15条の2 評価基準適合業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに認定証（第3号の場合にあっては発見し、又は回復した認定証）を、第三者評価機関に返納しなければならない。

- 一 適合認定を受けた業の区分に係る事業を廃止したとき。
- 二 前条第1項の規定により適合認定が取り消されたとき。
- 三 次条第1項の申請により同条第2項の規定に基づく認定証の再交付を受けた後において紛失した認定証を発見し、又は回復したとき。

(認定証の再交付)

第16条 評価基準適合業者は、認定証を紛失し、又は毀損したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認定証の再交付に係る申請書により、当該認定証（毀損した場合に限る。）を添えて、第三者評価機関に再交付の申請をしなければならない。

- 一 適合認定を受けた業の区分
- 二 第1種評価基準適合業者又は第2種評価基準適合業者の区分
- 三 専門性評価基準適合業者の場合にあっては、その旨
- 四 適合認定の有効期間
- 五 再交付を申請する理由

- 2 第三者評価機関は、前項の申請又は第14条第1項に規定する変更の届出のあった評価基準適合認定業者に対し、認定証を再交付する。

(認定の確認)

第16条の2 知事は、第5条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）、第14条の2第2項若しくは第14条の3第2項の申請を行う者又は評価基準適合業者からの申請があったときは、当該者に係る適合認定が所要の手続を経て行われたものであることを確認する。

- 2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。
 - 一 第5条第1項（第8条第4項において準用する場合を含む。）、第14条の2第2項又第14条の3第2項の申請を行う場合 直接に、又は第三者評価機関を経由して、確認申請書を知事に提出する方法
 - 二 その他の場合 直接に、確認申請書を知事に提出する方法
- 3 知事は、第三者評価機関からの報告に基づき、第1項の規定による確認を行う。
- 4 知事は、第1項の規定による確認をしたときは、同項の規定による申請をした者に対し、確認書を交付する。
- 5 第2項の確認申請書及び前項の確認書の様式は、知事が別に定める要領で

定める。

第3章 第三者評価機関の指定

(第三者評価機関の申請及び指定)

第17条 知事は、この要綱に基づく評価及び認定の業務を行おうとする一般社団法人又は一般財団法人の申請により第三者評価機関の指定を行う。

2 前項の申請は、第三者評価機関指定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に対して行わなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 業務実績
- 三 直近の過去3年間の事業年度末の財産目録、貸借対照表、損益計算書又は収支計算書及び正味財産増減計算書並びに事業報告書

四 次に掲げる事項を定めた評価及び認定の業務の運営に関する事業計画

- ア 第25条第1項に規定する評価委員会の設置及び運営に関する事項
- イ 知事が別に定める要領で規定する手数料標準額を基準とする評価及び認定の業務に関する料金
- ウ その他、評価及び認定の業務に関し、知事が必要と認める事項

3 知事は、前項に掲げる書類について審査を行い、次の要件を満たしている者であると認めるときでなければ、第三者評価機関として指定してはならない。

- 一 産業廃棄物の処理に関する調査及び研究の実績を有していること。
- 二 評価及び認定の業務を円滑に、かつ、継続的に実施しうる経理的基礎を有していること。
- 三 公平かつ公正に専門的な評価及び認定ができる体制を有していること。
- 四 次のいずれにも該当しない法人であること。

- ア 第21条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない法人
- イ 第21条第1項の規定による指定の取消しを受けた法人の役員で、その取消しの日から1年を経過しない者が役員となっている法人。ただし、当該業務を行わない役員及び指定の取消し日前60日以前に役員であった者については、この限りではない。

4 第1項の規定による指定は、条件を付すことができる。

5 第2項の第三者評価機関指定申請書の様式その他第三者評価機関の指定に係る詳細は、知事が別に定める要領で定める。

(指定書の交付等)

第18条 知事は、第三者評価機関の指定をしたときは、当該第三者評価機関に対し、第三者評価機関指定書を交付する。

2 第三者評価機関は、第三者評価機関指定書を主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 第三者評価機関は、第三者評価機関指定書の記載内容に変更が生じたとき、又は当該指定書を紛失し、若しくは毀損したときは、遅滞なく、当該指定書(毀損した場合に限る。)を添えて、知事に再交付の申請をしなければなら

ない。

- 4 知事は、前項の規定により再交付の申請のあった第三者評価機関に対し、第三者評価機関指定書を再交付する。
- 5 第1項及び前項の第三者評価機関指定書並びに第3項の再交付申請書の様式は、知事が別に定める要領で定める。

(事業計画の変更)

第19条 第三者評価機関は、第17条第2項第4号の規定による事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(協定の締結)

第20条 知事は、この要綱の目的を達成するため、評価及び認定の業務を公正に、かつ、円滑に進める上で必要な事項について、第三者評価機関と協定を締結する。

(第三者評価機関の指定の取消し)

第21条 知事は、第三者評価機関が次の各号に該当したときは、その指定の取消しを行う。

- 一 不正の手段により第三者評価機関の指定を受けたとき。
 - 二 前条の協定に違反したとき。
 - 三 第17条第3項に規定する指定の要件を満たさなくなったとき。
 - 四 第17条第4項に規定する指定の条件に違反したとき。
 - 五 第三者評価機関としての社会的な信用を損ねたとき。
- 2 知事は、前項の規定に基づいて第三者評価機関の指定の取消しを行うときは、第三者評価機関指定取消書を交付するものとする。
 - 3 第三者評価機関は、第1項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに第18条第1項又は第4項の規定により交付された第三者評価機関指定書を知事へ返納しなければならない。
 - 4 第2項の指定取消書の様式は、知事が別に定める要領で定める。

(業務の廃止)

第22条 第三者評価機関は、知事に評価及び認定の業務を廃止する旨を届け出、知事の承認を受けなければ、評価及び認定の業務を廃止してはならない。

- 2 第三者評価機関は、前項の規定により評価及び認定の業務を廃止したときは、速やかに第18条第1項又は第4項の規定により交付された第三者評価機関指定書を知事へ返納しなければならない。

(第三者評価機関の公表)

第23条 知事は、第三者評価機関の指定若しくは指定の取消し又は業務の廃止の承認を行ったときは、その旨を公表する。

第4章 第三者評価機関の評価体制等

(評価員)

第24条 第三者評価機関は、評価及び認定に係る書面審査及び現地審査を実施する評価員（以下「評価員」という。）を置く。

- 2 第三者評価機関は、評価員として、産業廃棄物の適正処理及び資源化並び

に環境に与える負荷の少ない優れた取組について十分な知識を有すると認められる者を選任する。

(評価委員会の設置)

第25条 第三者評価機関は、評価及び認定の公平性及び客觀性を担保するため、評価委員会を設置して、評価員の審査結果に基づき、当該評価委員会において評価基準への適合の可否について判定を行うものとする。

- 2 第三者評価機関は、前項の評価委員会の構成員（以下「評価委員」という。）として、評価基準への適合の可否について判定するために必要な専門的な知識を十分に有していると認められる者を選任する。
- 3 評価委員は、評価員と兼ねることができない。

(身分証の提示)

第26条 評価員は、現地審査を行うとき、評価を受ける産業廃棄物処理業の求めに応じ、第三者評価機関が発行する身分証を提示しなければならない。

(評価及び認定の業務の記録)

第27条 第三者評価機関は、評価及び認定の業務に関する記録を保存しなければならない。この場合において、電子情報処理組織を使用する方法又はその他の情報通信の技術を利用する方法により、その記録を保存することができる。

- 2 前項に規定する記録の保存期間は、適合認定を行った日から5年間とする。

(報告)

第28条 第三者評価機関は、次の事項を行わなければならない。

- 一 毎年度、当該年度の評価及び認定の業務の運営に係る実施計画について、4月30日までに知事に報告すること。
- 二 評価及び認定の業務の実施状況に関する事項について、その業務の実施ごとに、知事に報告すること。
- 三 その他、評価及び認定の業務に関し知事から報告を求められた事項について、知事に報告すること。

(機密保持)

第29条 評価員、評価委員、第三者評価機関の役員若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、評価及び認定の業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

第5章 雜則

(調査)

第30条 知事は、第3条第1号の規定の施行に必要な限度において、その職員に、第三者評価機関の同意を得て、当該第三者評価機関における本制度の運用状況について調査させることができる。

(書類の様式)

第31条 次の書類の様式は、第三者評価機関が定める。

- 一 第5条（第8条第4項において準用する場合を含む。）に規定する評価及び認定の申請に必要な書類
- 二 第9条に規定する認定証

- 三 第13条に規定する届出書
- 四 第14条に規定する届出書
- 五 第14条の2第1項の規定による変更の認定に必要な書類
- 六 第14条の3第1項の規定による承継の認定に必要な書類
- 七 第16条第1項に規定する申請書

(委任)

第32条 この要綱に定めるものを除くほか、評価及び認定の業務に関し必要な事項は、知事が別に定める要領で定める。

附 則（平成21年7月28日付21環廃産第220号）

- 1 この要綱は、平成21年7月28日から施行する。
- 2 当分の間、第三者評価機関は、一般社団法人又は一般財団法人のうち1者を指定する。

附 則（平成22年12月24日付22環廃産第660号）

この要綱は、平成22年12月24日から施行する。

附 則（平成23年4月20日付23環廃産第45号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月20日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱（以下「旧要綱」という。）第8条第1項の規定による認定（以下「旧認定」という。）を既に受けている者の当該認定の有効期間については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、旧認定を既に受けている者が、この要綱による改正後の東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度実施要綱第8条第3項の規定による認定の更新を最初に受けた場合の当該更新を受けた認定の有効期間は、同項第2号の規定にかかわらず、当該認定の更新を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 4 前項に規定する場合において、旧認定の有効期間については、第2項の規定にかかわらず、前項の認定の更新を受けた日の前日までとする。

附 則（平成24年7月13日付24環廃産第275号）

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則（平成25年10月17日付25環廃産第517号）

この要綱は、平成25年10月17日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付26環資産第908号）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。